中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
改正案	現行
Ⅱ 銀行監督上の評価項目	Ⅱ 銀行監督上の評価項目
Ⅱ-3 業務の適切性	Ⅱ - 3 業務の適切性
Ⅱ-3-4 システムリスク	Ⅱ-3-4 システムリスク
Ⅱ-3-4-1 システムリスク	Ⅱ-3-4-1 システムリスク
Ⅱ-3-4-1-3 監督手法・対応	Ⅱ−3−4−1−3 監督手法・対応
(1)(略)	(1)(略)
(2)障害発生時	(2)障害発生時
① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発	① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発
生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるととも	生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるととも
に、「障害発生等報告書」(様式・参考資料編 様式4-46)にて	に、「障害等発生報告書」(様式・参考資料編 様式4-46)にて
ー 当局宛て報告を求めるものとする。 <u>ただし、DDoS攻撃事案の場</u>	ー 当局宛て報告を求めるものとする。
合は「DDoS攻撃事案共通様式」(「サイバー攻撃による被害が発	
生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和7年5月 28 日関	
係省庁申合せ(以下、「関係省庁申合せ」という。)) 別添様式1)、	
<u>ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」(関</u>	
係省庁申合せ 別添様式2)による報告も可能とする。なお、ラン	
サムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の	

漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する(「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」参照)。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることと する。

ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、1か月以内に 現状についての報告を行うこととする。

なお、財務局は銀行等より報告があった場合は直ちに本庁担当課 室宛て連絡することとする。

(注)報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、銀行等が現に使用しているシステム・機器 (ハードウェア、ソフトウェア共) に発生した障害であって、

- a. 預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
- b. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのお それがあるもの
- c. その他業務上、上記に類すると考えられるもの をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合(例えば、一部のATMが停止した場合であっても他の同一店舗若しくは近隣店舗のATMや窓口において対応が可能な場合)を除く。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。

ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、1か月以内に 現状についての報告を行うこととする。

なお、財務局は銀行等より報告があった場合は直ちに本庁担当課 室宛て連絡することとする。

(注) 報告すべきシステム障害等

その原因の如何を問わず、銀行等が現に使用しているシステム・機器 (ハードウェア、ソフトウェア共) に発生した障害であって、

- a. 預金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
- b. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのお それがあるもの
- c. その他業務上、上記に類すると考えられるもの をいう。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合(例えば、一部のATMが停止した場合であっても他の同一店舗若しくは近隣店舗のATMや窓口において対応が可能な場合)を除く。

改正案	現行
なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃	なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃
の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧	の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧
客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められ	客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められ
るときは、報告を要するものとする。	るときは、報告を要するものとする。
② ~ ③ (略)	② ~ ③ (略)
(3)~(4) (略)	(3)~(4) (略)